

ごあいさつ



日本は、エネルギー資源に乏しく、安定的にエネルギーを供給するために原子力発電は重要な役割を担っています。また、日本では、資源の有効利用の観点から、使い終えた燃料を再処理して再び燃料として利用する原子燃料サイクルが進められています。

この再処理の過程で、放射能の強い廃棄物、いわゆる高レベル放射性廃棄物が発生しますが、日本では、これを深い地下の安定した岩盤中に埋設し、長期的かつ安全に処分（地層処分）することとしています。

2000年6月、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が公布され、この地層処分を確実に進めるための枠組みが整備されるとともに、同年10月に「原子力発電環境整備機構」(NUMO：ニューモ)が経済産業大臣の認可法人として設立され、当機構が地層処分事業の主体的役割を担い、現在地層処分施設の建設地選定に向けた広報活動や地層処分事業のための技術開発等を推進しています。

2008年4月には改正法が施行され、地層処分を行う低レベル放射性廃棄物の地層処分事業にも取り組むこととなりました。

地層処分については、日本においても約30年以上前から国の研究開発が進められ、安全に処分する技術的基盤は整備されており、海外でも着実に進められています。

当機構は、こうした技術基盤のもとに、処分施設の建設地の調査・選定から、建設、操業、閉鎖および閉鎖後の管理に至るまで、安全確保を最優先に、地域の自主性の尊重、事業の透明性の重視、地域との共生を基本に取り組んでまいります。

この事業は公共性が高く、100年以上にわたることから、地域のみなさまの自主的なご判断により受け入れていただくことが何より重要と考え、処分施設の設置可能性調査を行う区域について、全国の市町村から公募しています。

処分施設の建設地は、文献調査—概要調査—精密調査の3段階の調査を行い、その都度、地域のみなさまのご意見を尊重しながら、慎重に選定してまいります。

当機構は、地層処分の必要性や安全性についての相互理解活動や、技術向上に積極的に取り組み、本格操業開始に向けて、国や廃棄物の発生者である電気事業者等との連携を強化し、本事業を着実に進めてまいります。

理事長 山路 亨